



とびつひつ日

「選きよに行つた？」が合言葉

千葉県知事の任期満了に伴う選挙が、3月29日(日)に行われます。大切な一票です。棄権せずに投票しましょう。

投票時間は午前7時から午後8時まで

選挙の投票時間は、午前7時から午後8時までです。投票するときは、入場整理券(封書)を切り離して本人のものだけ持ってきてください。入場整理券が届かなかつたり、紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

市内で投票できる人

- 日本国民で平成元年3月30日までに生まれた人
- 成田市に住民登録をし、引き続き3カ月以上住んでいて選挙人名簿に登録されている人
- 成年被後見人など、欠格事項に該当しない人

最近県内で転居した人は

平成20年11月29日以降に県内のほかの市町村に転居した人で、次の要件のすべてに該当する場合は、原則として旧住所地で投票することができません。市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有することの証明書」を提示してください。

①住所の移転が市町村を単位として1回だけの人

②新住所地の選挙人名簿に登録されていない人(新住所地への転入届を12月12日以降に出した人)

③旧住所地の選挙人名簿に登録されている人

平成20年11月13日～28日に県内転居した人で、①②③のすべてに該当する人は、期日前投票できる期間が一律ではありません。市選挙管理委員会へ問い合わせてください。

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票に行けない人は、期日前投票ができます。(左図参照)
期間 3月13日～28日(土)の毎日
時間 午前8時30分～午後8時

選挙公報は22日(日)に新聞折り込みで

選挙公報は、3月22日(日)に次の新聞の朝刊に折り込まれます。

- 朝日新聞、産経新聞、千葉日報、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞
選挙公報は、次の施設にも置いてあります。郵送を希望する人は、市選挙管理委員会に連絡してください。
- 市役所1階行政資料室、保健福祉館下総分館(下総支所)、大栄支所、保健福祉館、公民館(中央、成田、公津、八生、中郷、久住、豊住、遠山、橋賀台、加良部、玉造、下総、大栄)、市立図書館、三里塚コミュニティセンター、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚御料郵便局、遠山郵便局、三里塚郵便局、JA成田市遠山支所

※くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111内線3152)へ。

即日開票

開票は、投票日当日の午後9時15分から市体育館で行われます。投票日は市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp>)でも、投票・開票の速報を掲示しています。

期日前投票手続き

入場整理券を持って期日前投票所へ。

①受付

投票日に投票所に行けない理由などを「宣誓書」に記入します。



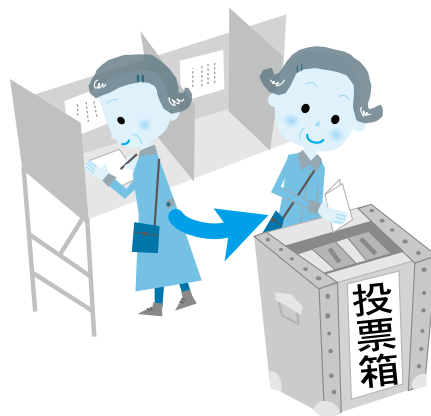
②投票用紙の交付

選挙人名簿との対照の後、投票用紙の交付を受けます。



③投票

記載台で候補者の氏名を記入し、投票用紙を直接投票箱に入れます。



宣誓書の記入は簡単です！

所定の用紙に住所・氏名などを記入し、記載された理由に○を付けるだけです。印鑑を押す必要もありません。

- 投票できる人
 - 投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない人
 - 期日前投票所
 - 市役所 4階期日前投票所、保健福祉館下総分館（下総支所） 1階期日前投票所、大栄支所 1階期日前投票所
- 滞在先での不在者投票
 - 仕事や旅行などで市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会
で不在者投票ができます。
 - 指定病院などでの不在者投票
 - 指定病院や老人ホームなどに入院（入所）中の人は、指定施設内で不在者投票をすることができます。
 - 郵便等による不在者投票
 - 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に該当する人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便等による不在者投票ができます。
 - 郵便等による不在者投票ができる人
 - ①身体障害者手帳を持っている人
 - ②両下肢または体幹の障がいがある人
 - ③心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がいがある1級または3級の人
 - ④免疫の障がいがある1級から3級までの人
- 申請の手続き
 - ①申請書（申請者本人の署名が必要）に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて市選挙管理委員会へ申請（申請手続きは代理の人で可）
 - ②後日、「郵便等投票証明書」が郵便等で自宅に送付
 - ③介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人
- 代理記載制度
 - 郵便等による不在者投票ができる人で、上肢または視覚の障がいの程度が一定の人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理の人に書いてもらい投票することができます。

※くわしくは市選挙管理委員会 ☎ 22-11111 内線3152へ。